

介護事業所内保育所運営・施設整備補助の概要

補助概要

- 子どもを持つ介護職員をはじめとする介護事業所への従事者の離職防止及び再就業を促進するため、介護事業所に勤務する職員の乳幼児に対する保育を行う介護事業所内保育所の運営・施設整備を支援。
- 介護事業所内保育所運営・施設整備補助については、消費税財源を活用して創設された「地域医療介護総合確保基金」における介護従事者の確保に関する事業として各都道府県の事業として実施。
- 補助基準については、都道府県が地域の実情に応じて設定が可能であるため、補助内容については、各都道府県において設定。

※ 補助制度を検討中または補助制度そのものを設けていない県もあります。

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業
- 3 介護施設等の整備に関する事業（地域密着型サービス等）
- 4 医療従事者の確保に関する事業
- 5 介護従事者の確保に関する事業**

介護従事者の確保に関する事業として、各都道府県の実情に応じた形で介護事業所内保育所の運営・施設整備に対する補助を実施。